

医療従事者向け権利擁護研修会開催要領

1 目的

認知症高齢者や身寄りがいない人の増加により、医療を受ける場面や入退院支援での医療同意や契約行為ができないなど、権利擁護支援のニーズが高まる一方、成年後見制度を活用するだけではすべてが解決できない現状が課題となっている。

本研修では、成年後見制度の知識やスキルについて学ぶことで、医療と福祉における権利擁護支援の相互理解と連携促進を図るものです。

2 主催

北上市権利擁護支援センター、北上市在宅医療介護連携支援センター

3 日程

令和4年10月20日（木）午後5時から6時30分まで

4 会場

岩手県立中部病院（対面形式）、花北病院（オンライン）、北上済生会病院（オンライン）

5 対象者

岩手県立中部病院、北上済生会病院、医療法人花北病院に勤める医療従事者

6 内容

(1) 北上市の権利擁護支援事業の推進状況について

成年後見制度利用促進事業計画に基づく「北上市権利擁護支援センター」の設置・運営のほか、権利擁護支援事業について市担当者から説明する。

(2) 成年後見制度とその実務について

成年後見制度全般及びその実務について、後見人等を受任している専門職（社会福祉士）から講義する。

7 講師

(1) 市長寿介護課職員

(2) 後見人等を受任している専門職（社会福祉士）